

地域包括ケアシステム構築に向けた地域ケア会議体系図

【平成28年度】

帯広市健康生活支援審議会

地域医療推進部会

健康づくり支援部会

高齢者支援部会

関係部会に報告

帯広市ネットワーク会議

・地域に不足している社会資源の開発 ・地域の課題解決のために必要な人材の育成 ・新たな仕組みづくりに向けた政策提言

在宅医療・介護
ネットワーク会議

生活支援・介護予防
ネットワーク会議

認知症ケア
ネットワーク会議

高齢者虐待防止
ネットワーク会議

帯
広
市
実
施

分野別課題協議

地域別課題協議

地域課題共有会議

圏域ケア会議

個別ケア会議

ケアマネジメント支援会議

地
域
包
括
支
援
セ
ン
タ
ー
実
施

帯広市地域ケア会議推進事業実施要綱を次のように定める。

平成28年7月25日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市地域ケア会議推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の48第1項に基づき、帯広市地域ケア会議推進事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 帯広市地域ケア会議推進事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 個別ケア会議
- (2) ケアマネジメント支援会議
- (3) 圏域ケア会議
- (4) 地域課題共有会議
- (5) 帯広市ネットワーク会議

2 前項第5号に規定する帯広市ネットワーク会議の構成は、次のとおりとする。

- (1) 在宅医療・介護ネットワーク会議
- (2) 生活支援・介護予防ネットワーク会議
- (3) 認知症ケアネットワーク会議
- (4) 高齢者虐待防止ネットワーク会議

(事業の実施)

第3条 前条に定める帯広市地域ケア会議推進事業は、次のとおり実施する。

- (1) 個別ケア会議

ア 目的

地域住民の個別の課題解決を図るとともに、地域の関係機関の連携強化や個別の課題を積み重ねることにより、日常生活圏域での課題を把握する。

イ 運営主体

地域包括支援センターとする。

ウ 構成員

会議の内容に応じて都度運営主体が調整し決定する。

エ 開催

会議は、目的を達成するため、回数や時期は定めず随時開催する。

- (2) ケアマネジメント支援会議

ア 目的

介護サービス事業所及び介護支援専門員等の自立支援に資するケアマネジメント力向上を図る。

イ 運営主体

地域包括支援センターとする。

ウ 構成員

会議の内容に応じて都度運営主体が調整し決定する。

エ 開催

会議は、目的を達成するため、回数や時期は定めず随時開催する。

(3) 圏域ケア会議

ア 目的

日常生活圏域における課題の抽出、整理をし、課題解決に向けた検討及び地域課題の明確化を図る。

イ 運営主体

地域包括支援センターとする。

ウ 構成員

会議の内容に応じて都度運営主体が調整し決定する。

エ 開催

会議は、個別ケア会議、ケアマネジメント支援会議等で把握した課題が蓄積された段階で、随時開催する。

(4) 地域課題共有会議

ア 目的

日常生活圏域ごとの課題を帯広市と全ての地域包括支援センターで共有する。

イ 運営主体

帯広市及び地域包括支援センターとする。

ウ 構成員

帯広市と全ての地域包括支援センターの職員とする。

エ 開催

会議は、個別ケア会議、ケアマネジメント支援会議、圏域ケア会議等で抽出された課題が蓄積された段階で、随時開催する。

(5) 帯広市ネットワーク会議

ア 目的

共有された地域課題の解決の検討を通して、地域に不足している社会資源の開発、地域の課題解決のために必要な人材の育成、新たな仕組み作りに向けた政策提言を行う。

イ 運営主体

帯広市とする。

ウ 構成員

別に定める。

エ 開催

会議の実施は、年数回の開催とし、これを超えて開催することを妨げない。

2 前項に掲げる各会議は、それぞれ目的を持って開催し、個別課題解決から共有された地域課題が地域づくりや今後の政策形成につながるよう、連動させて実施する。

(庶務)

第4条 各会議の庶務は、事業内容ごとに運営主体となる帯広市又は地域包括支援センターにおいて処理する。

(守秘義務等)

第5条 構成員として各会議に参加する者又は参加していた者は、正当な理由がなく、その会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、地域ケア会議推進事業の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年7月25日から施行する。

(帯広市ケア会議設置要綱の廃止)

2 帯広市ケア会議設置要綱は、廃止する。